

「地域内エコシステム」サポート事業（燃料材サプライチェーン実態調査） 成果報告会
（第5回国際バイオマス展 林野庁事業成果報告セミナー）

「発電利用に供する木質バイオマスの証明の ためのガイドライン」の運用実態調査



2020年2月28日（金） 12：30～14：30
東京ビッグサイト 南展示棟2階 会議室B（南一B）

（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会

はじめにー発電用木質バイオマス証明ガイドラインの概要ー

●2012年に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」が施行

●「木質バイオマス発電」については、林野庁が2012年に策定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」が適用される。
 ⇒木質バイオマス発電を行う事業者は伐採段階から連鎖された証明書を根拠書類として電力会社に売電する

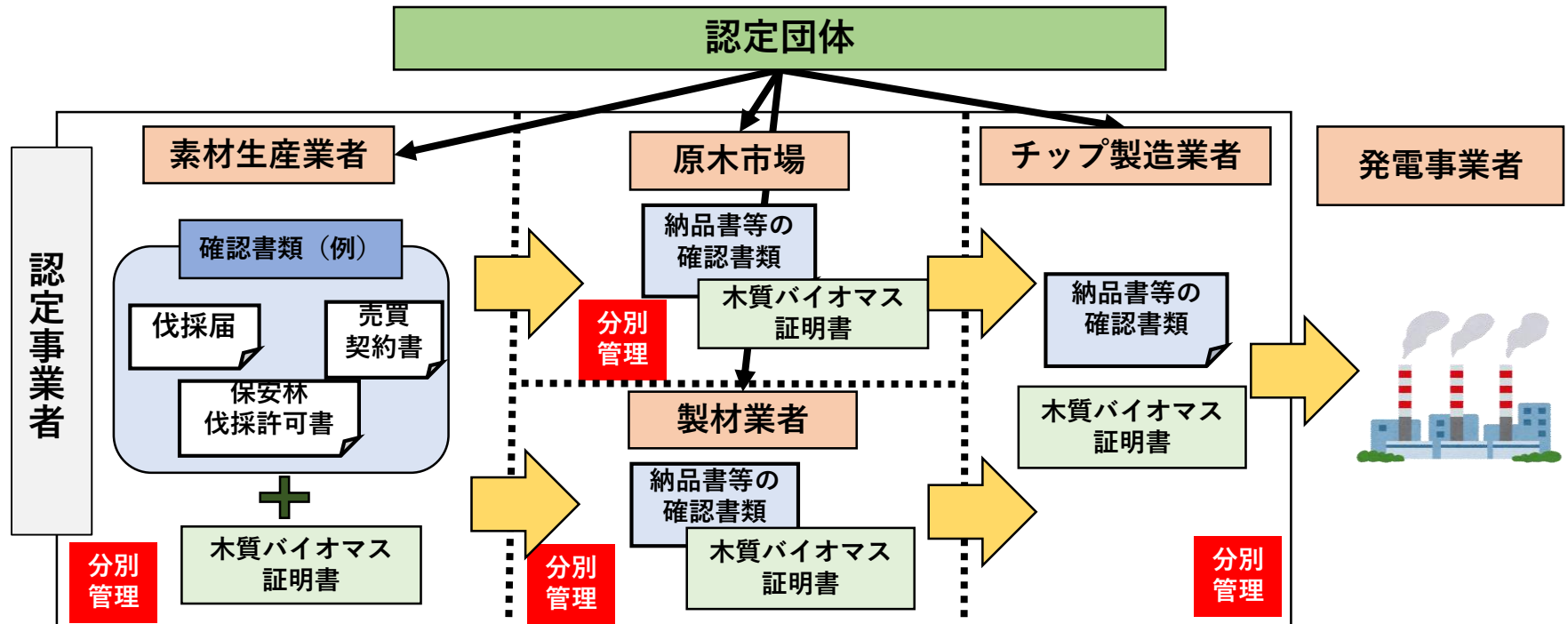


図 ガイドラインの概要

1. 調査に係るこれまでの実績と2019年度の取り組み
2. 認定団体・認定事業者の規模的把握
3. 現地調査の実施
4. 講習会の実施
5. 調査結果から得られた課題

1. 調査に係るこれまでの実績と2019年度の取り組み

2015年度～林野庁補助事業にて「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」）に関する調査を実施

～当初の問題意識～

Q：認定団体・認定事業者の規模は？

Q：ガイドラインの運用状況は？

Q：ガイドラインの円滑な運用に向けてすべきことは？

項目		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
認定団体と認定事業者の規模的把握		→				
運用状況に関するアンケート	認定団体	→				
	認定事業者	★				
現地調査		3 県	10 県	8 県	5 県	7 県
マニュアル作成			★			
講習会開催			2 県	11 県	19 県	20 県 (当初は7件予定)

注：現地調査は2018年度より林野庁や資源エネルギー庁と連携して実施しています（例：合同調査）。

1. 調査に係るこれまでの実績と2019年度の取り組み ～マニュアルの作成～

- 2015・2016年度に実施した調査を踏まえ、**運営マニュアル**を作成
- 作成したマニュアルは**2種類**（認定団体向け・認定事業者向け）
- マニュアルは弊協会HPで公開しています



認定団体向け



認定事業者向け

1. 調査に係るこれまでの実績と2019年度の取り組み ～総務省による行政評価・監視の結果～

総務省による「森林の管理・活用に関する行政評価・監視」（2015年～2017年）

⇒2017年7月4日に報告書が公表

調査対象

19発電設備・98納入ルート
(間伐材等由来の木質バイオマス：82ルート 一般木質バイオマス：16ルート)

指摘事項

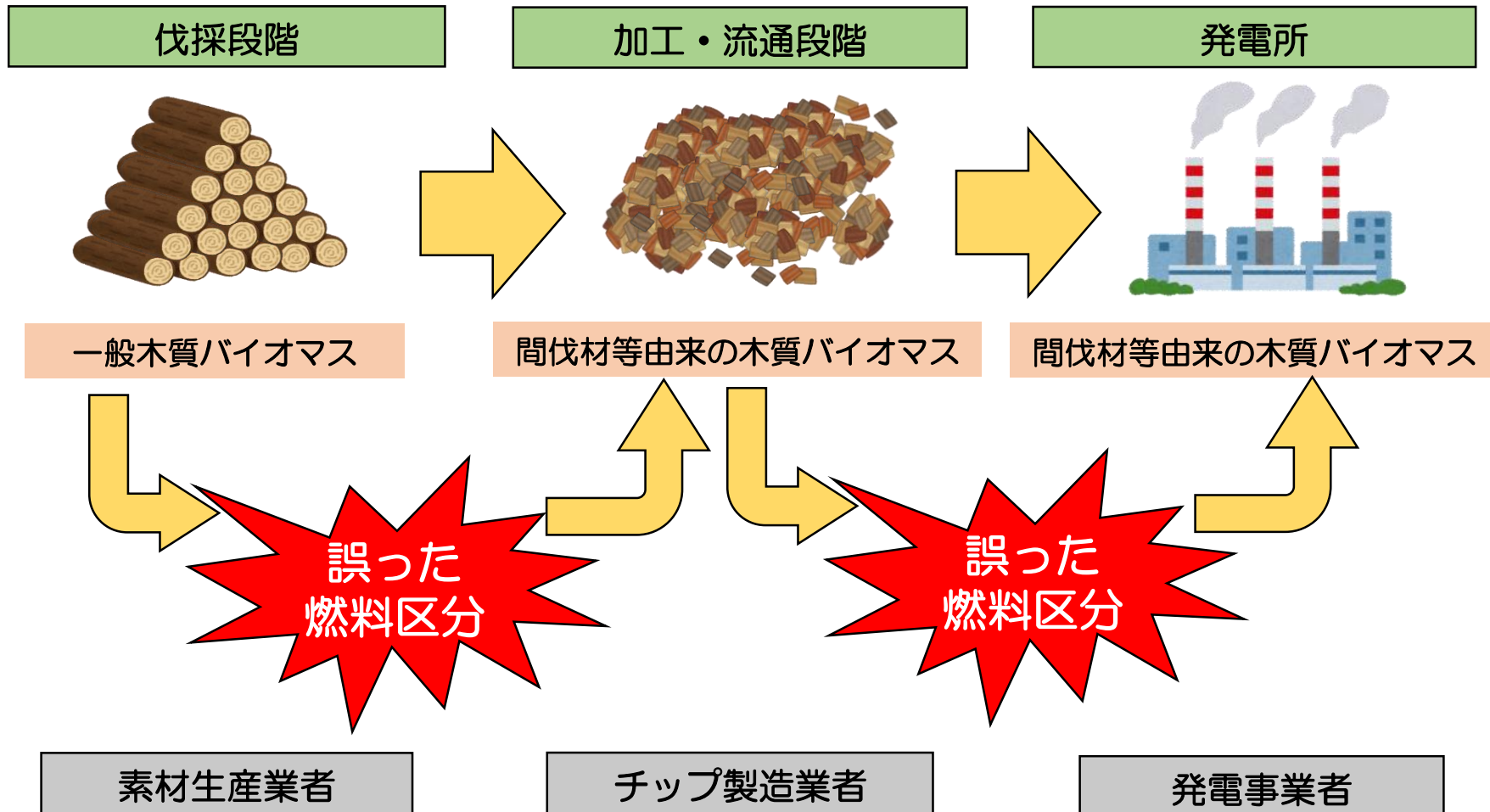
木質バイオマス発電設備に納入する燃料チップ等の加工事業者等の中には、
由来に係る証明書類を適切に入手・作成していない例あり

勧告

適切な調達価格が適用されるよう、チップ加工事業者等に対し、伐採および加工・流通段階において必要となる由来の証明書や根拠書類について、改めて周知徹底を図ること

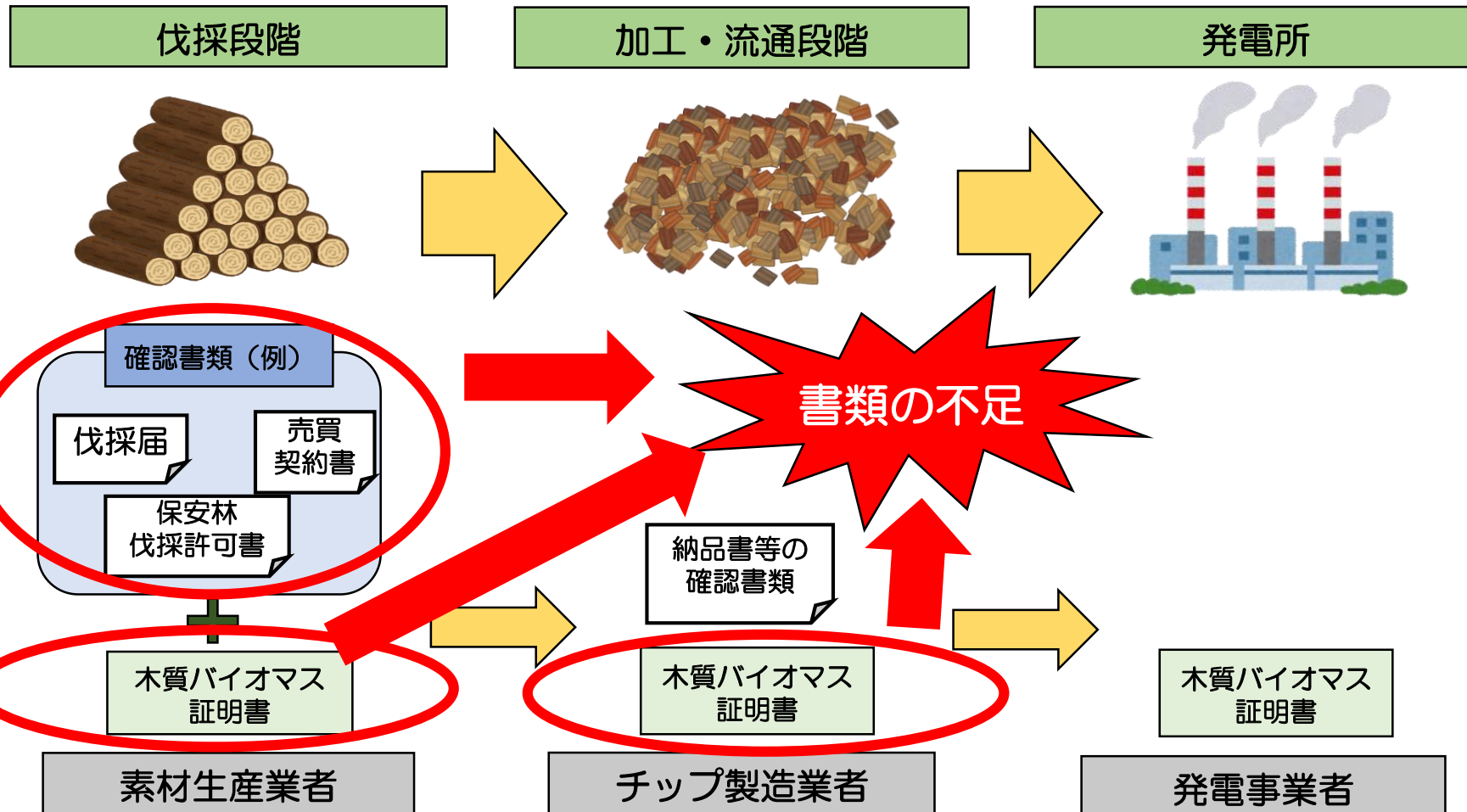
1. 調査に係るこれまでの実績と2019年度の取り組み ～総務省による行政評価・監視での指摘①～

■ 素材生産事業者等が**誤った燃料区分を適用して**チップ加工事業者・発電事業者等に納入していた例（1 発電設備2 納入ルート）



1. 調査に係るこれまでの実績と2019年度の取り組み ～総務省による行政評価・監視での指摘②～

■チップ加工事業者等が、①必要な証明書と根拠書類を入手しなかった、②必要な証明書を作成しなかった例（11 発電設備29 納入ルート）

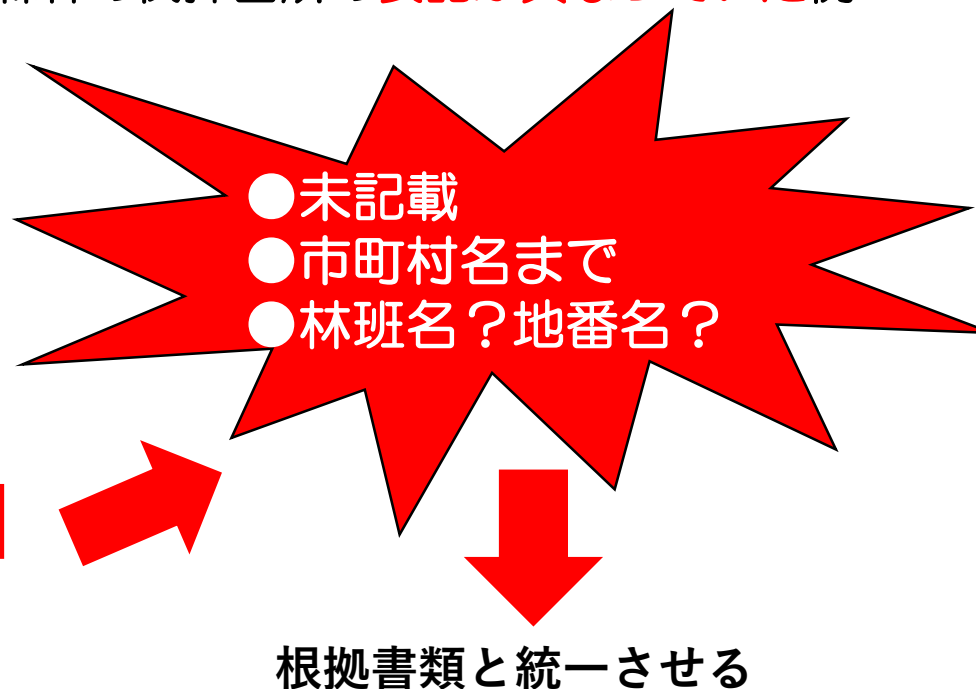


1. 調査に係るこれまでの実績と2019年度の取り組み ～総務省による行政評価・監視での指摘③～

■素材生産事業者等による**証明書**の記載内容が**不十分**で、証明書と根拠書類に記載すべき森林の伐採箇所が**照合できなかった例**（10 発電設備30 納入ルート）

- i) 証明書や根拠書類に森林の伐採箇所が**未記載**であった例
（7 発電設備12 納入ルート）
- ii) 証明書に森林の伐採箇所の記載が**市町村名まで**であった例
（4 発電設備12 納入ルート）
- iii) 証明書と根拠書類とで記載された森林の伐採箇所の**表記が異なっていた例**
（2 発電設備6 納入ルート）

証明書	
納入先	認定番号 事業者名
下記の通り証明します。	
由来区分：	
伐採箇所：	
数量：	
樹種：	



1. 調査に係るこれまでの実績と2019年度の取り組み ～2019年度の実施内容～

ガイドラインの適切な運用へ

認定事業者の
規模的把握

<5,489事業体>

認定団体を
対象とする調査
(回答は131/142団体)

認定団体の
確認と把握
<142団体>

現地調査
(7箇所)

<北海道・栃木県・
群馬県・愛知県・三
重県・高知県・宮崎
県>

注：2019年度は
林野庁と資源エネルギー庁による
現地調査も実施しました。

講習会

(20箇所 (当初予定は7箇所))

<青森県・山形県・宮城
県・福島県(2か所)・栃木
県・群馬県・神奈川県・新
潟県・石川県・長野県・静
岡県・愛知県・兵庫県・高
知県・福岡県(2か所)・佐
賀県・大分県(2か所)>

ガイドライン運用実態の把握

ガイドラインの周知徹底

1. 調査に係るこれまでの実績と2019年度の取り組み
2. 認定団体・認定事業者の規模的把握
3. 現地調査の実施
4. 講習会の実施
5. 調査結果から得られた課題

2. 認定団体と認定事業者の規模的把握

認定団体数と事業者認定数の変化

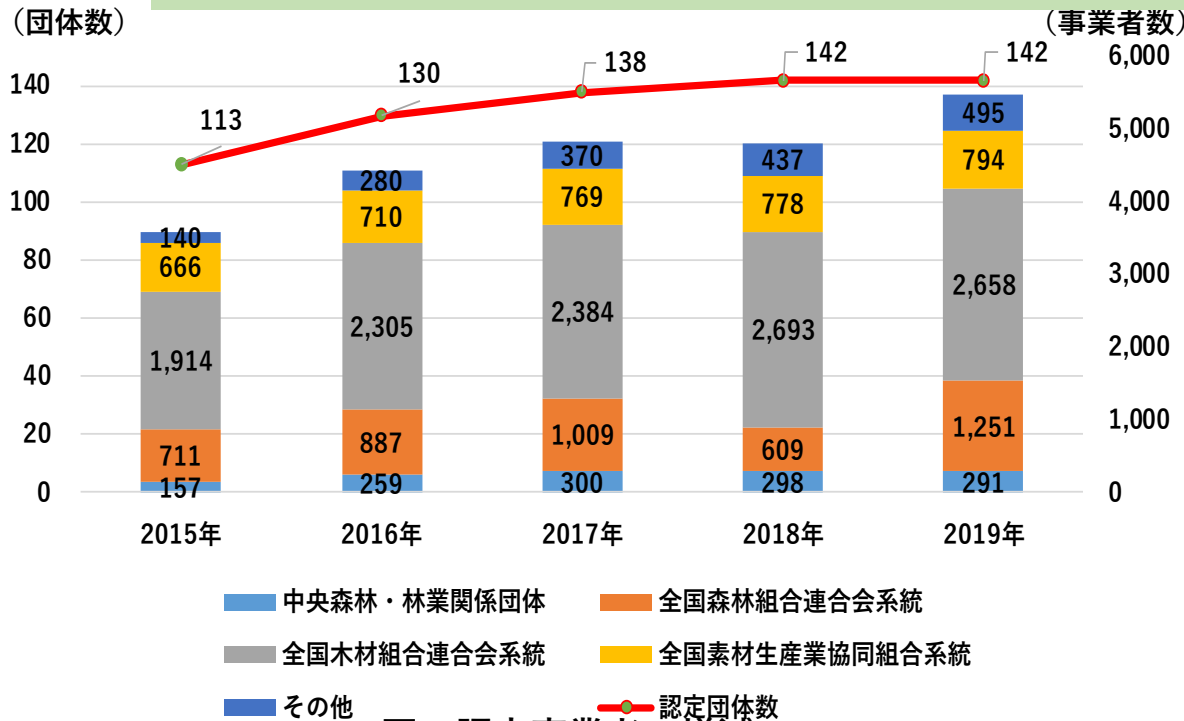


表 認定団体の属性内訳 (2019年度)

1.中央森林・林業関係団体	16
2.全国森林組合連合会系統	42
3.全国木材組合連合会系統	49
4.全国素材生産業協同組合連合会系統	13
5.その他地方木材団体	5
6.その他	17
計	142

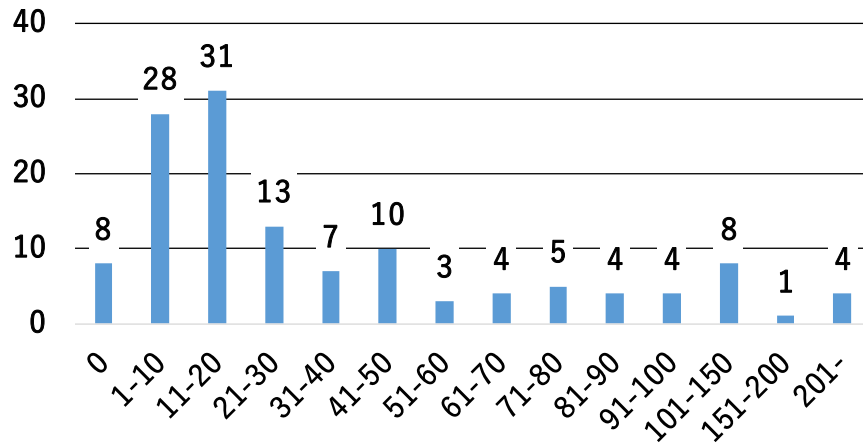
図 認定事業者の増減

- 認定団体数に大きな増減はない
- 認定団体は全森連系統・全木連系統が全体の約半数を占める
⇒認定団体は許認可や届け出制ではないので、時点ごとの調査が必要 (各年調査の前段階でインターネット調査を実施)
- 認定事業者数は増加傾向。最も多くの事業者を認定しているのは全木連系統
※全森連系統で認定数が上下しているが、各年の調査回答数に影響する

2. 認定団体と認定事業者の規模的把握～認定団体を対象とする調査～

事業者の認定状況

(団体数)



注：単位は団体数 n = 130 単数回答

図 認定団体による事業者認定数の規模別分布

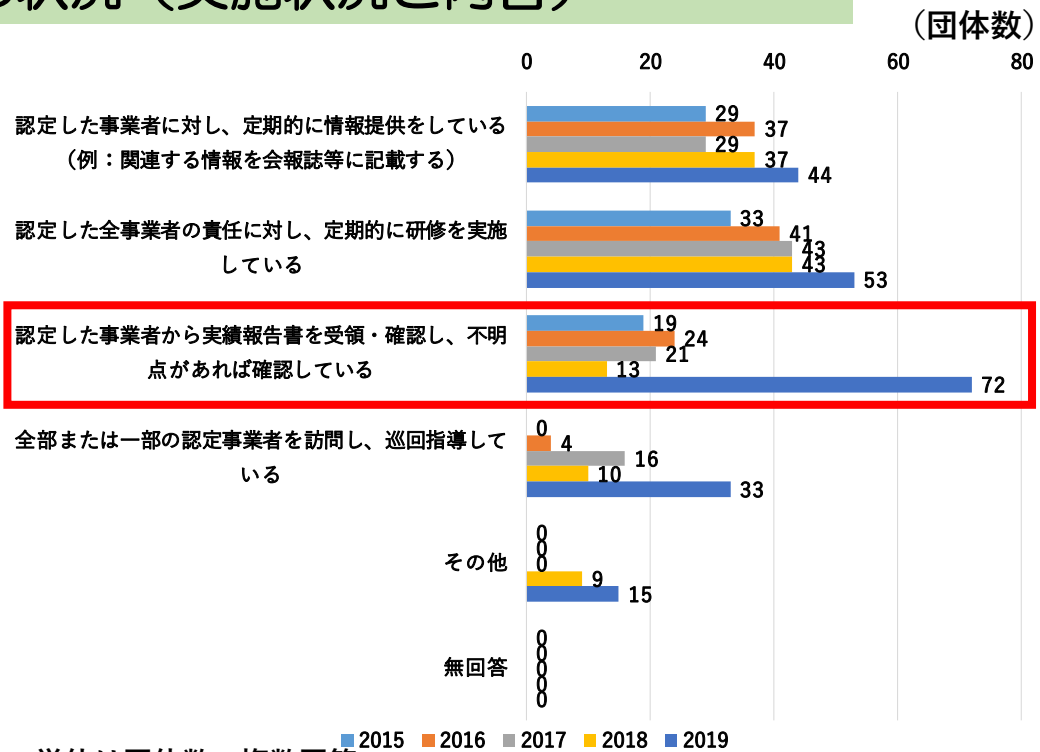
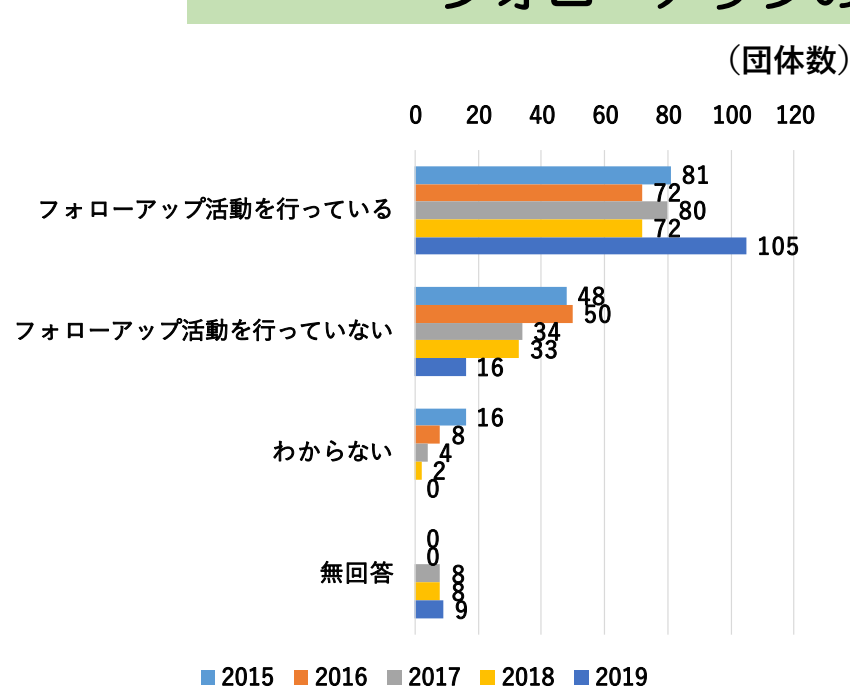
表 系統別認定団体による事業者認定数の規模別分布

	合計値	平均値
1.中央森林・林業関係団体	291	18.2
2.全国森林組合連合会系統	1,251	33.8
3.全国木材組合連合会系統	2,658	56.6
4.全国素材生産業協同組合連合会系統	794	66.2
5.その他地方木材団体	119	29.8
6.その他	376	26.9
計	5,489	42.2

- 1 団体が認定する事業者数は **0 ～ 354 事業体** まで幅広い
- **平均 42.2 事業体** / 団体を認定
- 多くの認定団体が **1 ～ 20 社** を認定
- **全素協系統** が最も多い **66.2 事業体** / 団体を認定 (多数の事業者を認定：秋田県素材生産流通協同組合・ノースジャパン素材流通協同組合・宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会)

2. 認定団体と認定事業者の規模的把握～認定団体を対象とする調査～

フォローアップの状況（実施状況と内容）



注1：単位は団体数 単数回答

注2：回答数は、2015年が145、2016年が130、2017年が126、2018年が115、2019年が130

図 フォローアップ活動の実施状況

注1：単位は団体数 複数回答

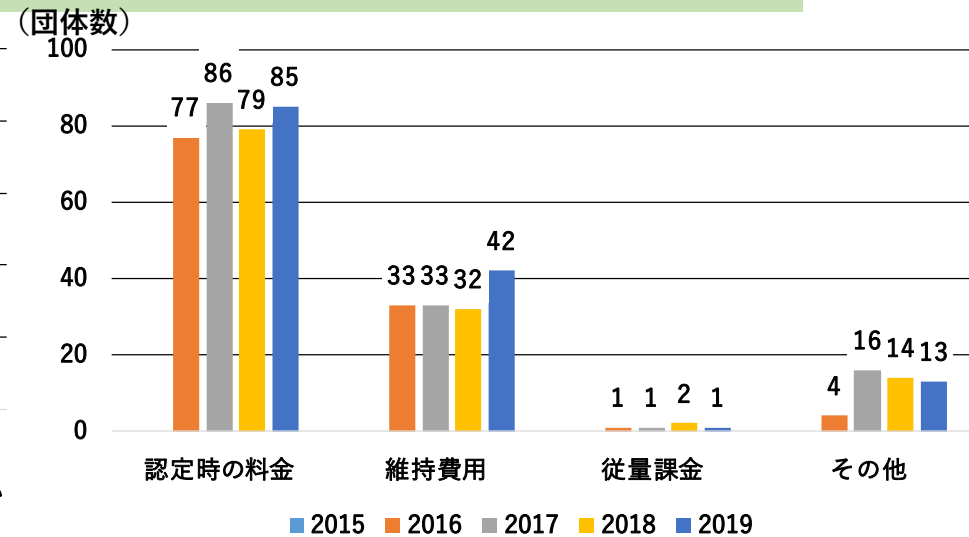
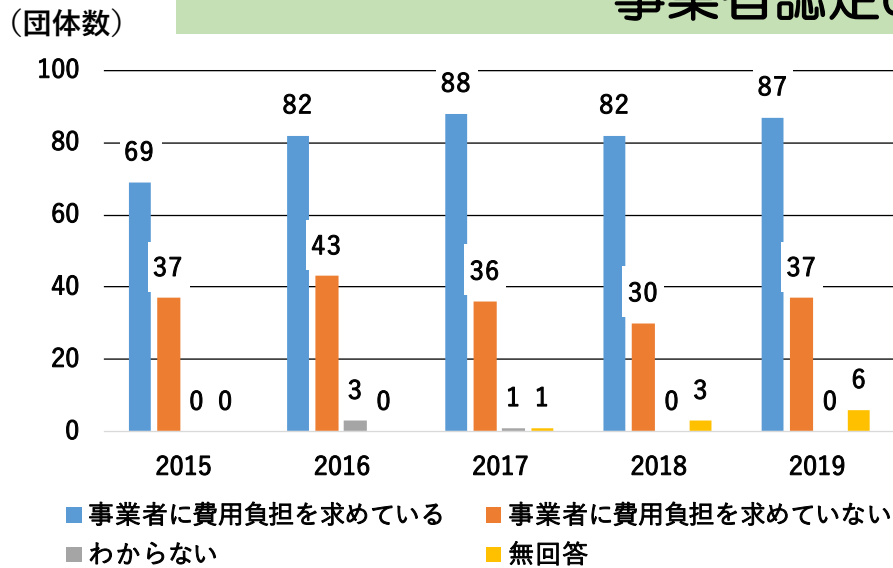
注2：回答総数は、2015年が81 (n=81)、2016年が106 (n=72)、2017年が109 (n=80)、2018年が112 (n=72)、2019年が217 (n=105)

図 フォローアップ活動の内容

- フォローアップ活動について、2019年度調査では**大幅改善**を確認
⇒設問のフォローアップ活動内容の記述を具体化したほか、実績報告書の内容紹介もフォローアップ活動の一環として集計したことが要因と推察
- 研修会の開催**も増加傾向（燃料材の調達開始に伴う問題発生や総務省監査が背景にあると推察）

2. 認定団体と認定事業者の規模的把握～認定団体を対象とする調査～

事業者認定の費用請求状況



注1：単位は団体数 複数回答

注2：回答数は、2015年が設問なし（n=69）、2016年が115（n=82）、2017年が136（n=88）、2018年が127（n=82）、2019年が141（n=87）

注1：単位は団体数 単数回答

注2：回答数は、2015年が106、2016年が128、2017年が126、2018年が115、2019年が130

図 認定費用の請求有無

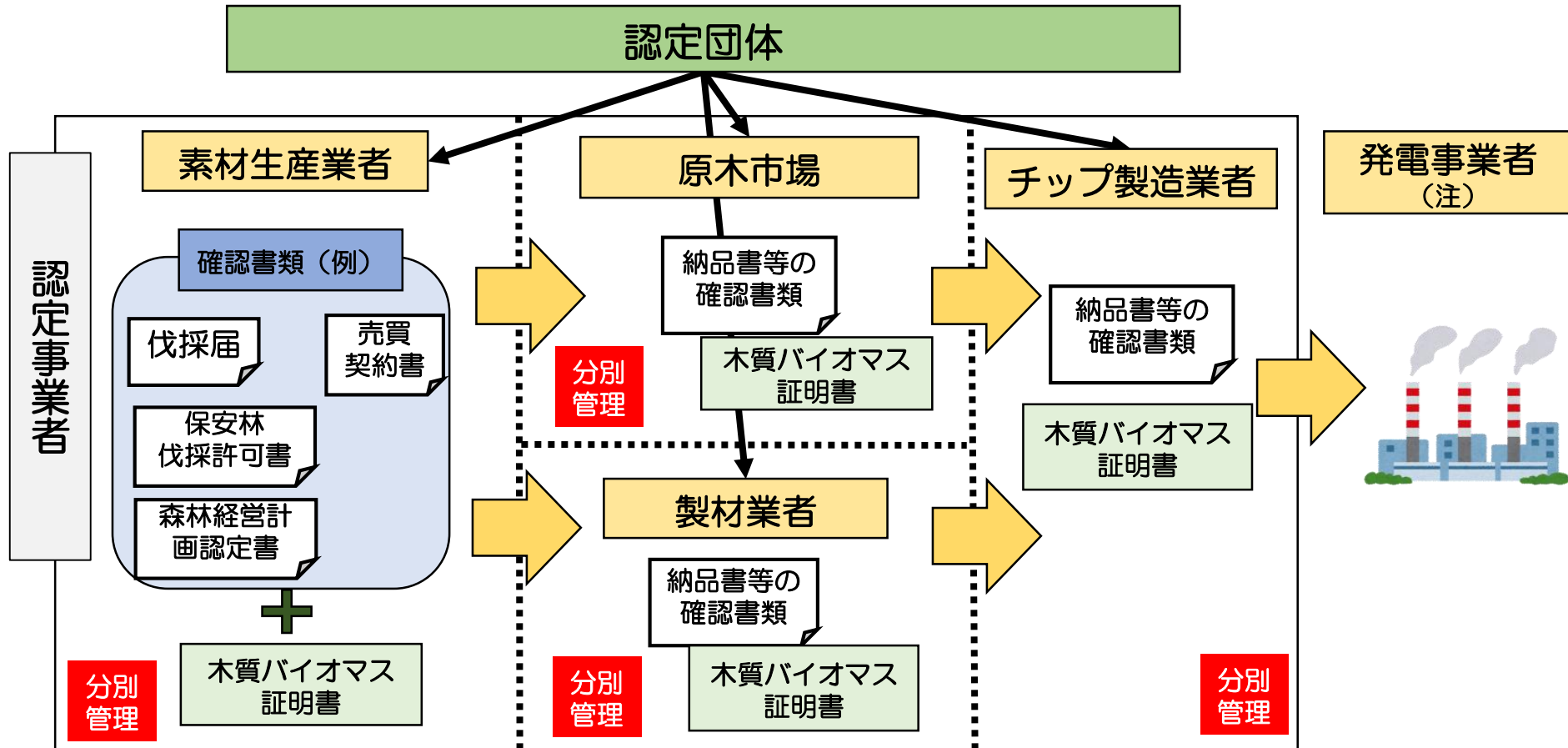
図 費用負担の求め方

- 基本的には**認定（更新）時に認定料金請求**を行う体系設定
- 認定団体は、「**合法木材ガイドライン**」や「**間伐材チップガイドライン**」の認定も同時に行っており、3つのガイドライン認定を**1本化**することも多い（特に全森連系統で多く、認定料金「0円」、認定番号「1つ」ということも）
- 認定費用の請求方針や請求内容に**大きな経時的変化は確認できない**
 ⇒発電向け需要が今後も増加することが予想される状況下において、**取扱数量別の認定料金設定も必要ではないか**

1. 調査に係るこれまでの実績と2019年度の取り組み
2. 認定団体・認定事業者の規模的把握
3. 現地調査の実施
4. 講習会の実施
5. 調査結果から得られた課題

3. 現地調査（聞き取り調査）の実施

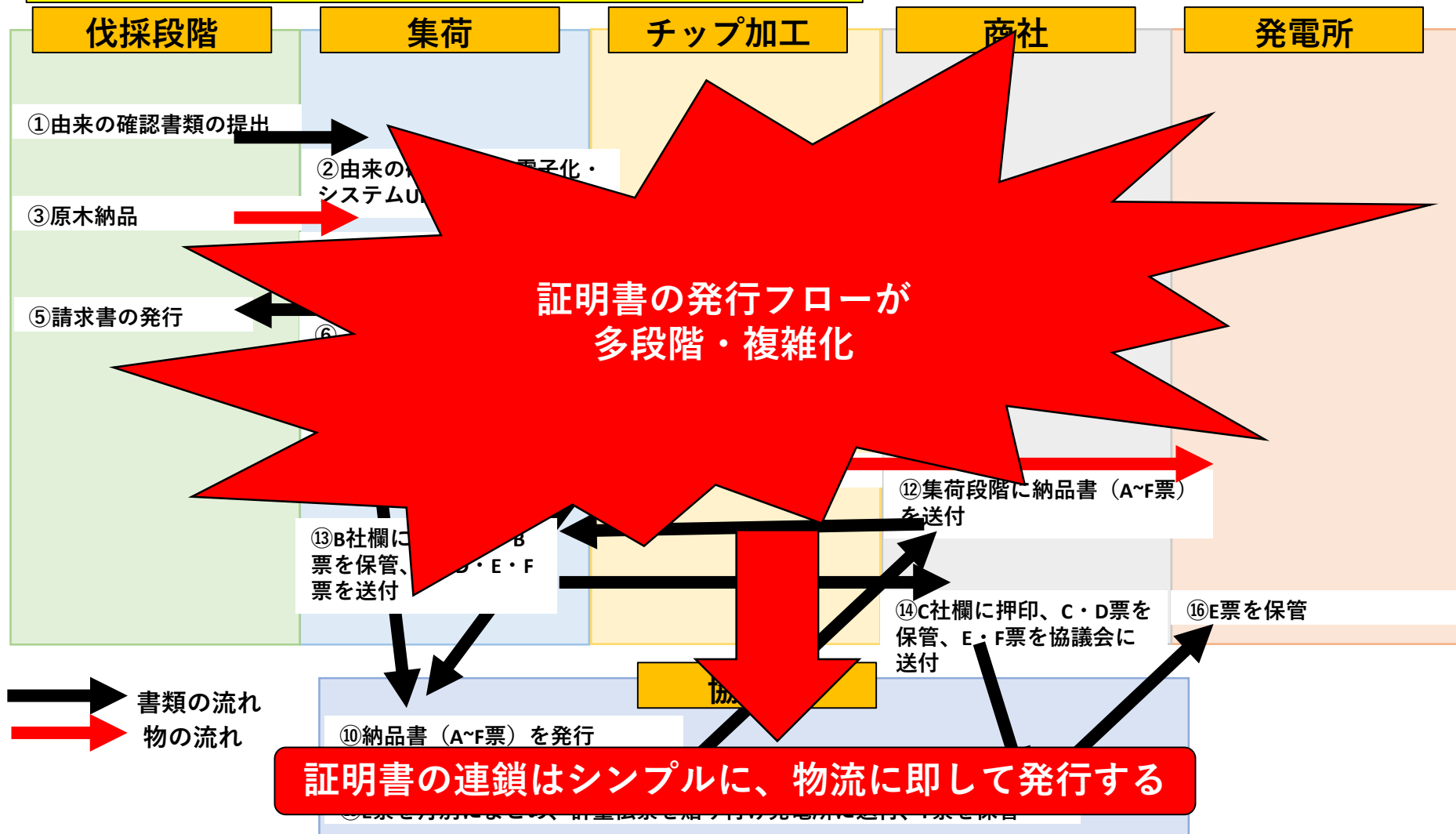
- 森林所有者→素材生産業者→チップ製造業者→発電事業者の流れの中で、①**証明書の発行体制**や②**証明書の発行状況**、③**書類の管理状況**等、ガイドラインの運用について聞き取り調査を実施
- 対象都道府県の①**全認定団体**、②稼働済み発電所を一つ選択し、**認定事業者（伐採段階・加工段階）**、**発電所**を選択して調査を実施



注：原木やチップを発電用木質バイオマスとして流通・販売させる場合には、発電事業者であっても事業者認定が必要

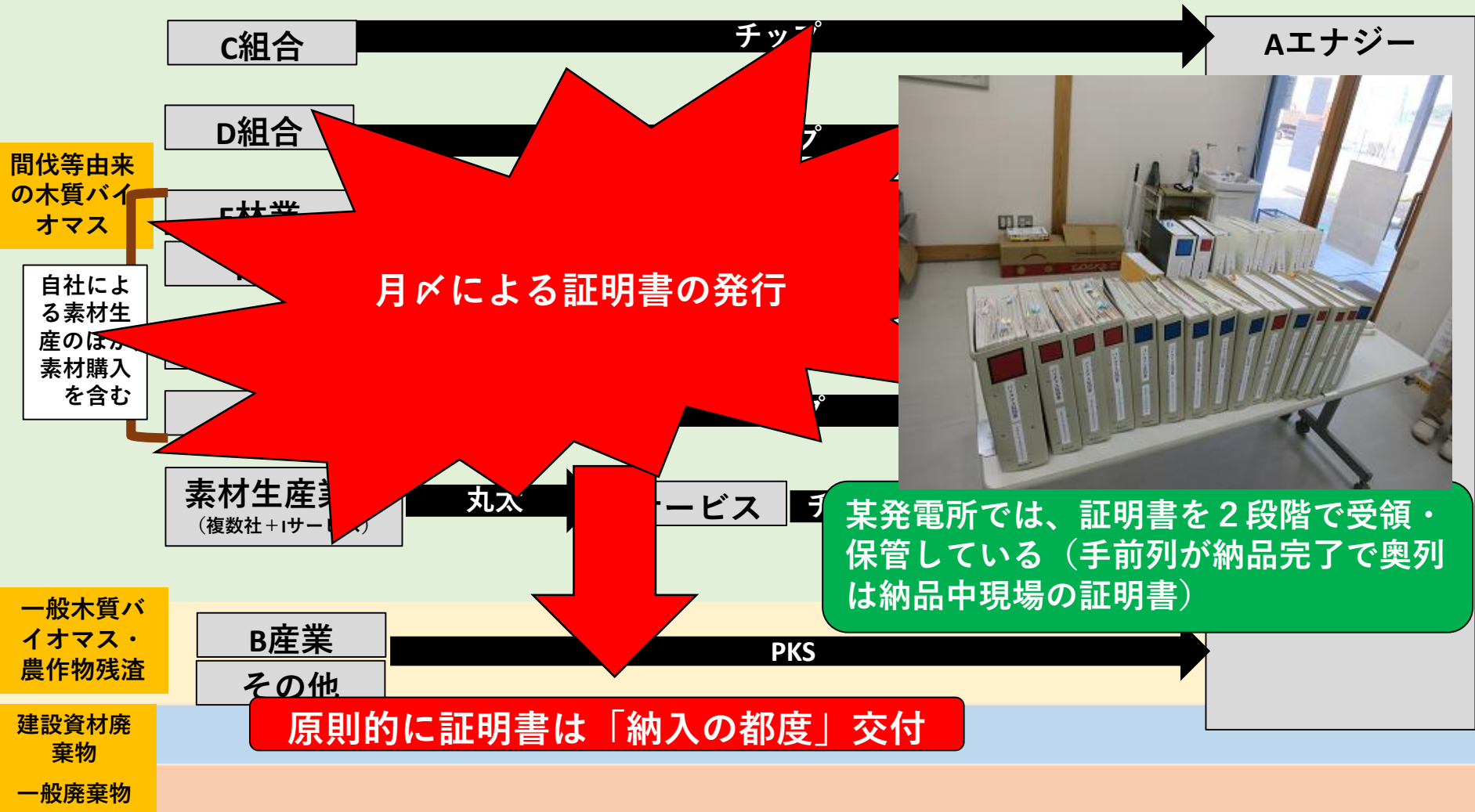
3. 現地調査の実施～注意すべき事例～

ケース1：証明書の発行者は誰か



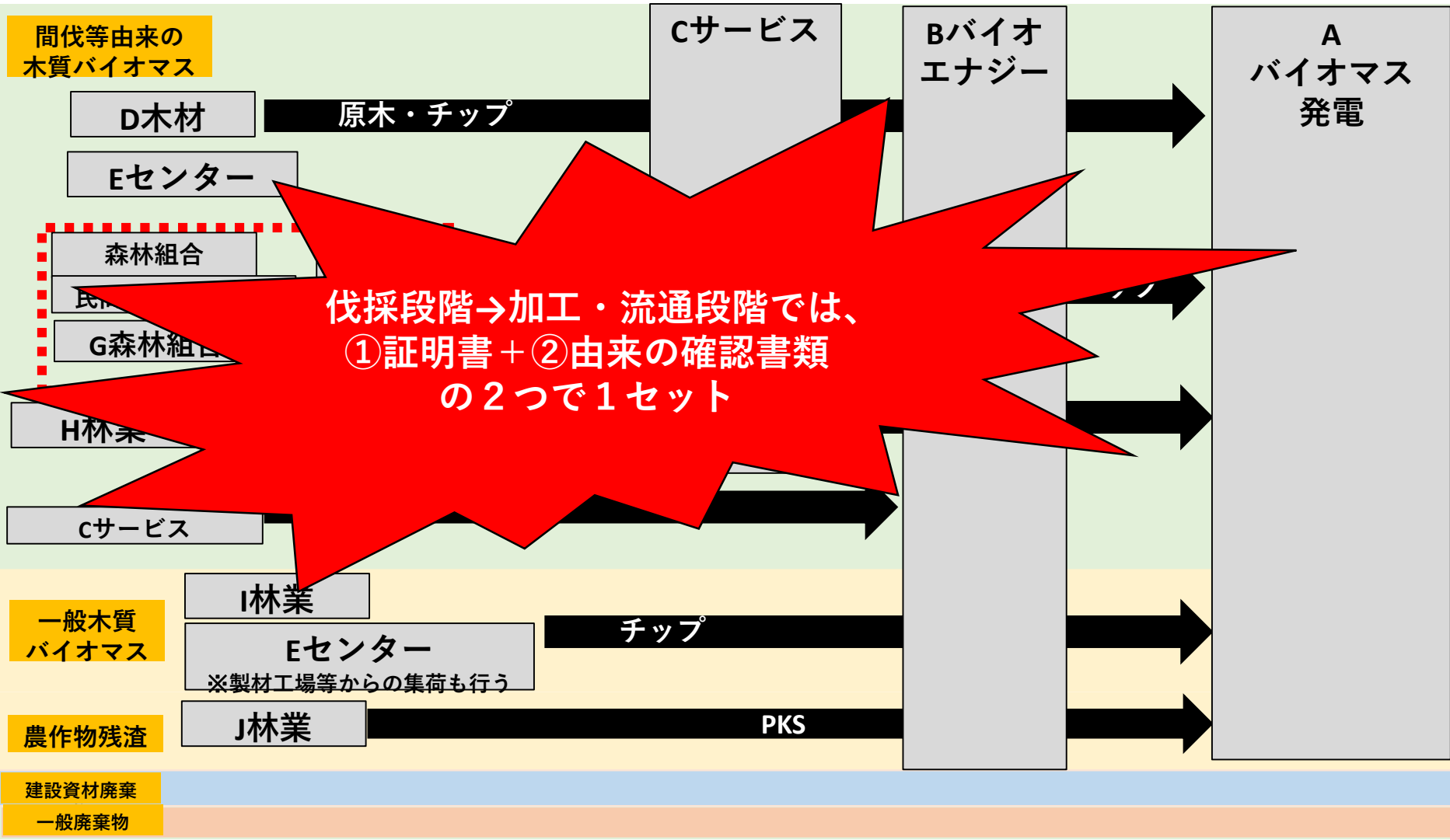
3. 現地調査の実施～注意すべき事例～

ケース2：証明書の発行タイミング



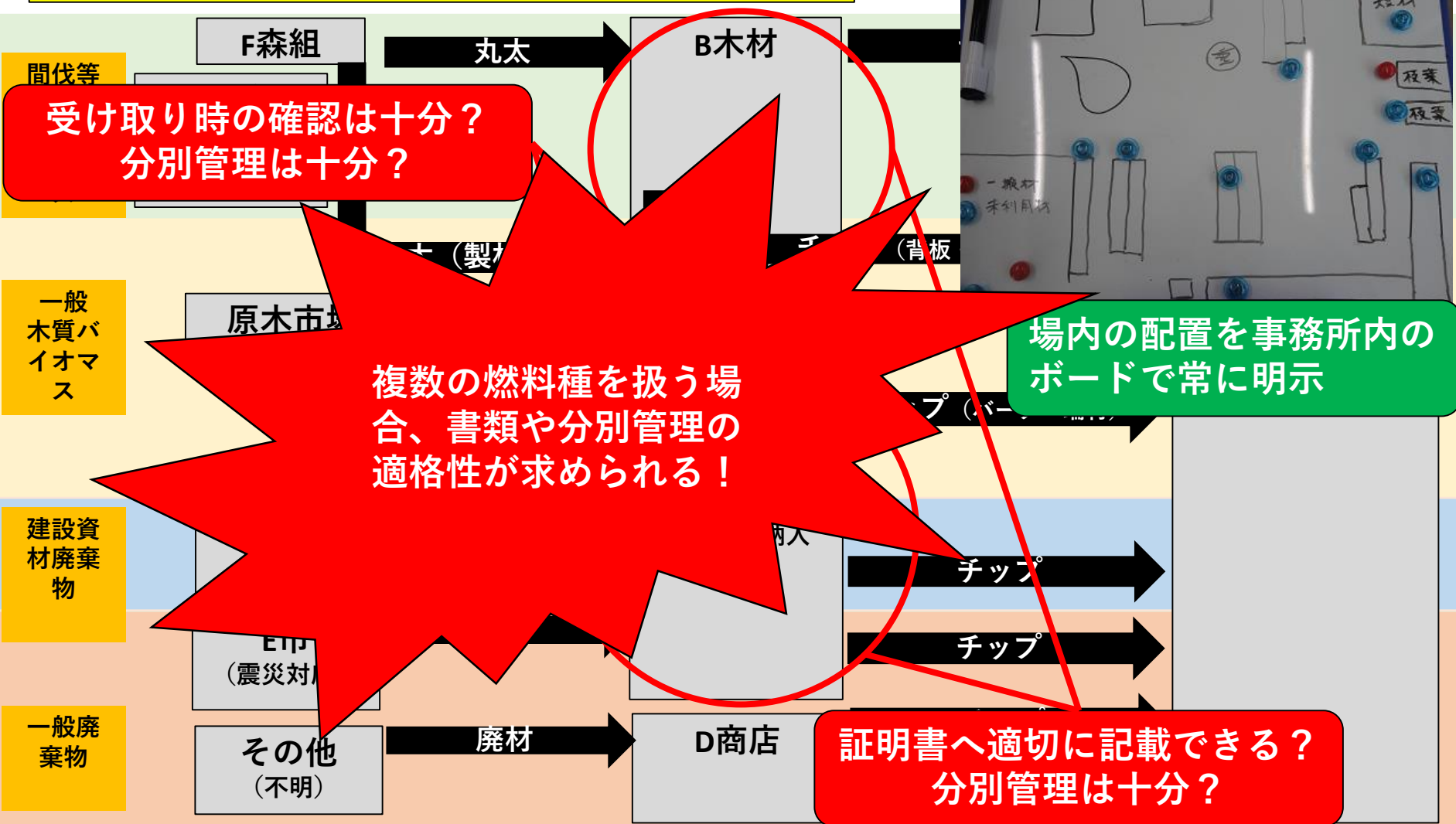
3. 現地調査の実施～注意すべき事例～

ケース3：交付すべき証明書は何か



3. 現地調査の実施～注意すべき事例～

ケース4：取り扱う燃料種区分が多い場合

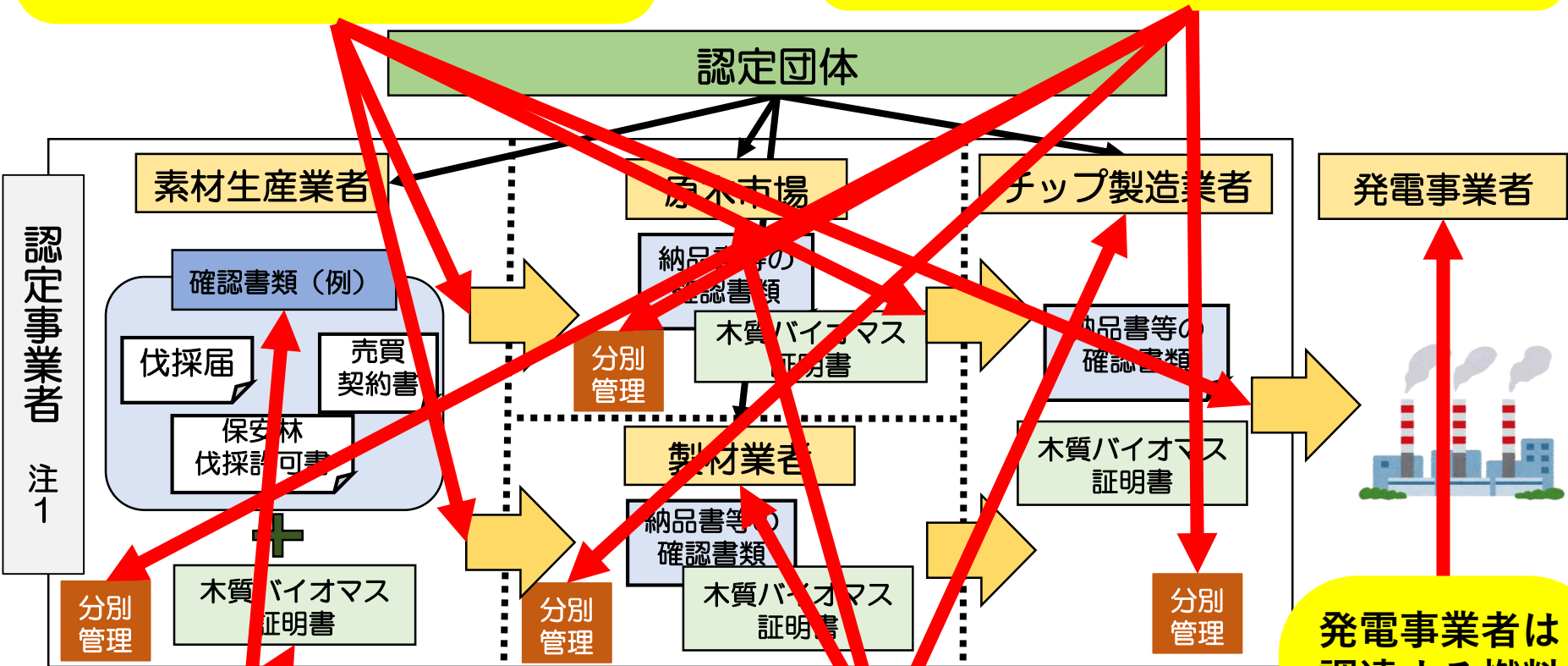


3. 現地調査の実施

～発電用証明ガイドラインを的確に運用する5つのポイント～

(原則として) 証明行為は
①納入の都度、②物流に即して

いずれの段階でも
書類と丸太 (チップ) の的確な管理



伐採段階は
2つの書類を必ず交付

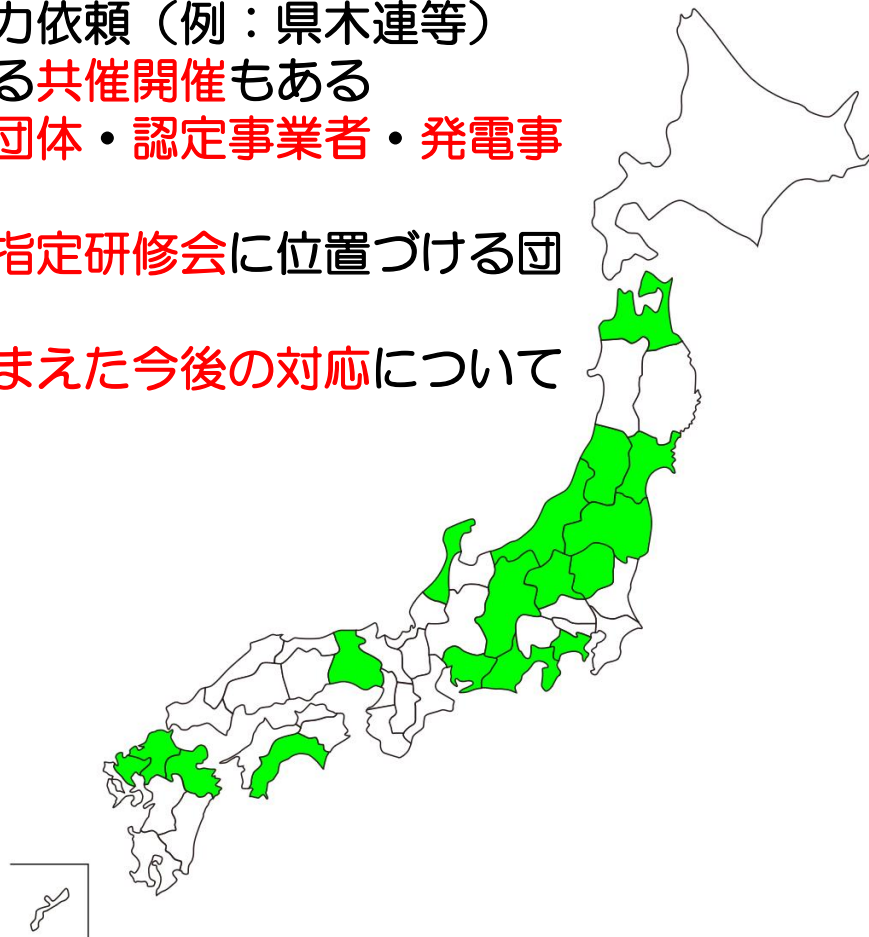
加工・流通段階は
証明書類と丸太 (チップ) を確認

発電事業者は
調達する燃料が確実に証明
連鎖しているか配慮

1. 調査に係るこれまでの実績と2019年度の取り組み
2. 認定団体・認定事業者の規模的把握
3. 現地調査の実施
4. 講習会の実施
5. 調査結果から得られた課題

4. 講習会の実施

- 各県の認定団体に協力依頼（例：県木連等）
- 複数の認定団体による共催開催もある
- 当該都道府県の認定団体・認定事業者・発電事業者が出席
- 事業者認定に係わる指定研修会に位置づける団体もある
- 現地調査の結果を踏まえた今後の対応についても説明



図一 2019年度に講習会を開催した都道府県

4. 講習会の実施～実績～

No.	日にち	都道府県	主催団体	参加人数
1	2019年5月20日	福島県	協同組合福島県木材流通機構	28名
2	2019年6月12日	神奈川県	神奈川県森林組合連合会	53名
3	2019年8月20日	愛知県	愛知県木材チップ協会（全国木材チップ工業連合会）	21名
4	2019年8月29日	長野県	長野県木材協同組合連合会・長野県森林組合連合会	98名
5	2019年9月12日	新潟県	新潟県木材組合連合会	57名
6	2019年9月19日	高知県	協同組合丸和林材	32名
7	2019年9月26日	兵庫県	兵庫県木材業協同組合連合会	41名
8	2019年10月2-3日	大分県	大分県木材協同組合連合会・大分県森林組合連合会・大分県造林素材生産事業協同組合	59名 47名
9	2019年10月15日	大分県	日田郡森林組合	32名
10	2019年10月16日	福岡県	筑豊地区電力向け木質バイオマス利用推進部会	41名
11	2019年10月17日	福岡県	ふくおか木質バイオマス木材安定供給協議会（福岡県）	46名
12	2019年11月13日	山形県	山形県木材産業協同組合	68名
13	2019年11月21日	静岡県	静岡県木材協同組合連合会	49名
14	2019年11月28日	群馬県	群馬県木材組合連合会・群馬県森林組合連合会・群馬県素材生産流通協同組合	75名
15	2019年12月10日	福島県	福島県森林組合連合会	28名
16	2020年1月17日	栃木県	栃木県木材協同組合連合会・栃木県森林組合連合会	118名
17	2020年1月21日	佐賀県	佐賀県木材協会・佐賀県森林組合連合会	32名
18	2020年2月5日	宮城県	宮城県木材協同組合・宮城県森林組合連合会・宮城県森林整備事業協同組合・宮城県木材チップ工業会	85名
19	2020年2月13日	石川県	石川県木材産業振興協会・石川県森林組合連合会	107名
20	2020年3月2-3日	青森県	青森県木材協同組合	

1. 調査に係るこれまでの実績と2019年度の取り組み
2. 認定団体・認定事業者の規模的把握
3. 現地調査の実施
4. 講習会の実施
5. 調査結果から得られた課題

5. 調査結果から得られた課題

Q：認定団体・認定事業者の規模は？

- A：認定団体は**142団体**（前年比増減なし）、認定事業者数は**5,489事業体**（前年比674事業体増 ※）
※認定団体を対象とする調査の回答率の上昇が要因（回収率81.0%→92.3%）
⇒2015年度から継続した調査により、**認定団体の数は概ね掌握**できているが、認定事業者の数については、**今後も確認活動を継続する必要**がある（認定事業者の把握には認定団体による情報開示が頼りでもある）

Q：ガイドラインの運用状況は？

- A：認定団体の取り組み状況として、**事業者認定や管理体制が必ずしも十分ではない**
⇒認定団体としての**適格性に課題のある団体が存在**するほか、フォローアップ活動が困難な実態も確認
- A：認定事業者の取り組み状況として、**ガイドラインの誤認識を要因としたミスが散見**された
⇒更なる周知徹底が必要とともに、ガイドラインを確実に理解できる手引書が必要？
- A：ガイドライン**講習会を計20箇所で開催**した
⇒講習会は**補助事業の枠を超えて対応**した
⇒**2017・2018年度も当初計画を越える要請**があり、ガイドラインの適切な運用に向けた**需要は多く、必要不可欠な取り組み**ともいえる
- A：認定団体から事業者の管理方法・運用状況確認の問い合わせ等、**多くの相談**が寄せられた
⇒**認定団体による取り組みを支援**する必要がある

Q：ガイドラインの円滑な運用に向けてすべきことは？

- A：**実務レベルで役立つ手引書**が必要？
- A：**継続的な運用状況の把握**が必要
- A：認定団体・認定事業者双方に対する**継続的な情報提供と研修**が必要



一般社団法人

日本木質バイオマスエネルギー協会

—連絡先—

〒110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491

FAX 03-5817-8492

Mail mail@jwba.or.jp

URL <https://www.jwba.or.jp/>